

議案第31号

上越市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
上越市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年3月2日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
上越市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年上越市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表安塚地区農業集落排水処理施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年6月1日から施行する。